

公立大学法人東北公益文科大学受託研究取扱規程

令和8年4月1日規程第85号

(趣旨)

第1条 この規程は、本学における受託研究（受託調査、受託事業及びこれらに類するものを含む。以下同じ。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 受託研究とは、本学が学外から委託された研究で、これに要する費用を委託者が負担するものをいう。

(受入れの基準)

第3条 受託研究は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。

(受入れの条件)

第4条 受託研究の受入れの条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 受託研究を委託者が一方的に中止することができないこと。
- (2) 受託研究の結果、知的財産権が生じた場合には、これを無償で使用させ、又は譲渡することはできないこと。
- (3) 受託研究に要する経費（以下「受託費」という。）により取得した設備、備品等は委託者に返還しないこと。
- (4) やむを得ない理由で受託研究を中止し、又は研究期間を延長したことにより委託者が損害を受けたときは、これに対し本学は責任を負わないこと。
- (5) 受託研究を完了し、中止し、又はその期間を変更した場合において、受託研究に要する経費の額に不用が生じ、委託者から不用となった額について返還の請求があった場合には返還すること。ただし、委託者からの申出により中止する場合には、当該経費は、原則として返還しない。
- (6) 委託者は、受託費を原則として当該受託研究の開始前に支払うこと。

2 学長は、特に必要があると認める場合は、前項各号に規定するほか受入れの条件を別に付することができる。

3 学長は、委託者が国、地方公共団体、学術研究機関等である場合で、委託者が定める統一的な条件があるときは、第1項の規定を適用させないことができる。

(申込手続き)

第5条 受託研究の申し込みを受けた教員は、受託研究申請書（様式第1号）に実施計画書等受託研究の内容を明記した資料を添付し、公益学部長、国際学部長又は研究科長（以下「学部長等」という。）を経由し、学長に提出しなければならない。この場合において、複数の教員が受託研究に関わるものについては、受託研究に携わる各教員の役割分担及び代表者を定めた資料を添付しなければならない。

2 受託研究の案件が公募である場合は、その応募書類等の写しをもって前項の書類に代えることができる。

(受入れの決定)

第6条 学長は、前条の申請が第3条及び第4条に照らし適当と認められるときは、受託研究の受入れを決定し、受託研究を行う教員（複数の教員が受託研究に関わるものについては、代表者。以下「研究責任者」という。）に通知するものとする。

2 学長は、受託研究を受け入れることが、教育研究上支障があると認められる場合は、その旨を受託研究申請書の提出者に通知し、受入れ体制等の改善を求めるものとする。

（契約の締結）

第7条 受託研究の受入れを決定した場合は、委託者と理事長との間で契約書を締結するものとする。

2 契約書は、受託研究契約書（様式第2号）のとおりとする。ただし、これによりがたい場合は、本規程の趣旨を踏まえ、受託研究契約書の条項を参考に委託者と協議し定めるものとする。

（受託費用）

第8条 受託研究を受け入れるに当たって委託者が負担する額は、当該研究の実施に直接必要となる経費（以下「直接経費」という。）に、当該研究の実施に関し必要となる次に掲げる事務及び経費を勘案して定める経費（以下「間接経費」という。）を加えた合算額とする。

（1） 本学の施設及び設備の利用経費

（2） 光熱水費

（3） 経理及び支払い事務経費

（4） 契約行為等に係る事務経費

（5） その他一般管理費等

2 受託研究の実施のため研究責任者に配分する額は、直接経費の額とする。

3 第1項による委託者が負担する額を算定する場合、間接経費は直接経費の10%に相当する額を標準とする。ただし、次に掲げる場合にあっては、委託者と協議し、間接経費の割合を定めることができる。

（1） 委託者が第4条第3項に掲げる団体である場合

（2） 委託者が前号以外の場合であって、次のいずれかに該当すると認められる場合

イ 当該受託研究に対する社会的要請が強く、その成果の還元が広く社会へ貢献することが期待されるもの。

ロ 本学の教育研究上極めて有意義であると認められるもの。

4 受託研究の完了又は中止により、直接経費の額に不用の額が生じ委託者に受託費用の返還を行う必要がある場合は、既納の間接経費の額と当該直接経費に応じた間接経費の額の差額についても返還する。

（受託費の取扱い）

第9条 委託者は、契約締結後指定された期間内に、前条に定める費用（以下「受託費用」という。）を本学に支払わなければならない。

2 第4条第1項第6号の規定にかかわらず、委託者が第4条第3項に掲げる団体であるとき又は学長が特に必要があると認めるときは、受託費用の支払いについて完成払い等によることができる。

3 委託者から受託費用の払い込みがあった場合は、実施計画書に基づき、研究責任者からの申請により当該受託費用を支出するものとする。この場合において、受託費用の支出は、公立大学法人東北公益文科大学会計規則（令和8年規則第4号）等により処理しなければならない。

4 第2項の規定により、委託者から支払いを受ける受託費用が完成払い等のときは、本学は受託費用の範囲内で一時費用を立て替えることができる。

（特許権等の取扱い）

第10条 受託研究の成果で得た特許、実用新案権等の取扱いについては、契約書の定めるところによる。ただし、その定めがないときは、その都度委託者、研究責任者及び本学で協議して定める。

（秘密の保持）

第11条 受託研究契約の締結に当たり、相手方から提供若しくは開示を受け、又は知り得た情報については、あらかじめ協議の上、非公開とする旨を定めることができる。

（計画の変更・中止）

第12条 研究責任者は、受託研究を中止し、又はその内容を変更する必要がある場合は、速やかに学部長等を経由し学長に申し出て、その承認を受けなければならない。

2 受託業務を中止又は変更することにより、受託者との契約の内容を変更又は解約する必要がある場合は、速やかにその手続を行わなければならない。

（成果の報告）

第13条 研究責任者は、受託研究が完了したときは、受託研究報告書及び収支報告書について学部長等を経由し学長に提出しなければならない。

2 委託者に対する受託研究の結果の報告は、前項による報告書の提出後、研究責任者が行うものとする。

（本学教員が代表者である団体についての準用）

第14条 本学の教員が代表者である団体が、学外から委託された研究を受託する場合においては、第3条、第5条、第6条、第12条及び前条の規定を準用するものとする。

2 前項の団体が受託した研究を実施するに際し、本学の施設等を利用する場合は、第8条第1項に規定する間接経費に相当する経費（以下「間接相当経費」という。）を本学に支払うものとする。この場合において、間接相当経費の額については、同条第3項の趣旨を踏まえ協議して決定する。

3 第1項の団体が委託者から支払いを受ける受託費用が完成払い等のため、受託研究の実施に必要な経費の支出に支障を来すおそれがある場合で、当該研究の内容等が本学の教育研究上極めて有意義であると認められる場合は、本学は受託費用の範囲内で一時費用を立て替えることができるものとする。

4 本学から受託費用の立て替えを受けた第1項の団体は、受託費用の支出については第9条第3項の規定によるとともに、本学の監査を受けるものとする。

（その他）

第15条 この規程に定めるもののほか、受託研究の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

東北公益文科大学学長

殿

（申請者）

職名

氏 名 _____

受託研究申請書

学外から委託の申し込みがあった下記の研究を受託したく申請します。

記

研究名称	
研究の目的・概要	
委託先	
受入れの理由	
研究期間	
受託費用	総額（直接経費 間接経費 ）
その他参考事項	

様式第2号（第7条関係）

受託研究契約書

公立大学法人東北公益文科大学理事長（以下「甲」という。）と委託者
（以下「乙」という。）とは、
の研究の
委託（以下「受託研究」という。）の実施について次の条項により委託契約を締結する。

（受託研究の名称等）

第1条 乙は次に掲げる研究を甲に委託し、甲はこれを受託する。

- （1） 受託研究の名称
- （2） 受託研究の目的及び内容
- （3） 受託研究の期間
- （4） 受託研究責任者

（受託費用）

第2条 受託研究にかかる費用（以下「受託費用」という。）は 円とする。

内 訳

直接経費	円
間接経費	円
消費税	円

2 受託費用は、次条の場合において不用となった金額を除くほか、返還しないものとする。

（研究の中止及び変更）

第3条 天災その他やむを得ない事由により受託研究の遂行が困難になったときは、甲乙協議の上、契約の解除又は受託研究内容一部を変更することができる。

（受託研究成果の報告）

第4条 甲は受託研究の期間の末日までに、本受託研究の成果をまとめ、書面により乙に報告する。

2 前項の場合、受託研究の期間が複数の年度にわたる場合は、各年度の末日までに当該年度の成果を報告するものとする。

（受託費用の支払い）

第5条 乙は、甲から受託費用の支払いの請求があった場合は、第1条第3号に規定する受託研究の期間の始期の前日までに、乙は甲に受託費用を支払わなければならない。

（再委託）

第6条 甲は書面による乙の事前の承諾なしに、受託研究の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(秘密の保持)

第7条 甲は、受託研究に関して乙から提供された資料及び受託研究の遂行上直接又は間接に知りえた情報等については、乙の事前の書面による承諾なしには、これを第三者に開示又は漏洩してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研究成果等の公表)

第8条 甲及び乙は、受託研究遂行によって得られた研究成果等について、個人情報の保護を踏まえ、公開発表することができる。

2 研究成果を公開発表する場合の範囲、内容等については、事前に甲乙協議して定める。

(特許、実用新案等)

第9条 受託研究遂行によって得られた研究の結果、特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準じる権利（以下「特許等」という。）が生じた場合は、乙の費用で特許等の申請手続きを行うか、甲が単独で申請手続きを行うかを協議するものとする。この場合において、甲が単独で特許権等を取得するものとした場合は、乙はその専用使用权を持つものとする。

(損害賠償)

第10条 甲は、受託研究の遂行に関し、故意又は過失により、乙に損害（第三者に及ぼした損害を含む。）を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定による損害賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(中止又は期間の変更)

第11条 天災その他やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、受託研究を中止し、又は期間を変更することができる。

2 受託研究を中止する場合は、中止するまでに要した受託費用については、乙は甲に支払うものとし、第6条の規定により支払われた前払い金が、中止までに要した受託経費の額を上回っている場合で、乙からの返還請求があった場合は、甲はこれに応じなければならない。

3 第1項に基づき受託研究の期間を変更する場合において、受託費用に異動がある場合は甲乙双方が協議するものとする。

(契約の解除)

第12条 乙は、次に掲げる事項に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 本契約に違反し、又は違反するおそれがあると認められるとき。

(2) 本契約の履行について、不正の行為があったとき。

(3) 正当な理由がなく、契約の履行を怠ったとき。

(4) 故意又は過失により乙に重大な損害を与えたとき。

(協議)

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、対応することとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 山形県酒田市飯森山三丁目5番地の1
公立大学法人東北公益文科大学
理事長 印

乙
印